

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2016.10. Vol.80

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『叔父母・姪間の自宅持ち分売買サポート案件』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート◎
1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：ランニング、フットサル

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

8月に入籍してから、両家の会食、両家の墓参り、お互いの友人との食事会、家財道具や日用品を取り揃えたりと慌ただしい日々が続いていましたが、ひとまずこれで一段落。色々なことが落ち着いたタイミングで、バリ島に新婚旅行に行ってきました。

現地では、バリのウブド王家が経営しているホテルに泊まり、今回の旅行の一番の目的だったフォトウエディングを行ったほか、ウブドの村を散策したり、夕日が美しい寺院やライステラスなどを見てきました。

惜しむらくは、3泊5日でちょっと慌ただしい行程だったということ。次回海外旅行に行くときは、仕事をうまくマネジメントしてもう少しゆったりと行きたいと思います。

<サポート事例>

『叔父母・姪間の自宅持ち分売買サポート案件』

今回は、叔父母・姪間の自宅持ち分売買サポート案件をご紹介します。

府中市のご自宅で、お母様・ご自身・息子様の3人で暮らしていらっしゃるC.S様。

ご自宅はもともとC.S様のご祖父様と叔父様が共同で購入された分譲住宅で、11年前のご祖父様の相続と2年前のご祖母様の相続を経て、ご自宅の名義は、土地・建物共に叔父様が2分の1、叔母様4分の1、お母様4分の1となっていました。

2年前のご祖母様の相続の際、叔父様・叔母様中心にご自宅を第三者に売却する話が具体化し、そのまま住み続けたいお母様と少しゴタゴタがあっ

たそうです。

「それが嫌で、家をどうにかすることができないのか」と考えたC.S様は、親族間で売買することによって自宅を自分の名義にできないか、と当社（Change&Revival株）の無料個別相談をご利用されました。

当社では、同居中のお母様の持ち分4分の1はそのままにして、叔父様の持ち分2分の1と叔母様の持ち分4分の1をC.S様が売買で取得すること、また、売買代金の調達については、地域金融機関に融資を申し込むことをご提案させていただきました。

無料個別相談から1年半後、正式にご依頼をい

つづき↓

＜サポート事例＞

ただいてからは、売買代金の設定、関係当事者の打ち合わせ同席、地域金融機関への融資申し込み、売買契約書作成、売買代金決済までをサポートさせていただきました。

＜お客様の声＞

■「**銚立さんが間に入ってくれたおかげで、売主（叔父・叔母）も安心して手続きを進められたと思います**」（府中市 C.S 様 41 歳）

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

2 年前に祖母が亡くなって、それから 1 年ぐらい

して身内で少しゴタゴタがあって、それが嫌で、家をどうにかすることができないのか、と考えるようになりました。

——何がきっかけで当事務所を知りましたか？

ネットで「親族間」と検索していて、行き着いたのが銚立（事務所）さんのホームページでした。

他のホームページは、なんとなくどれもうさんくさい感じがして（笑）銚立（事務所）さんのホームページは体験談がすごく詳しく載っていたのが良かったです。あと、誠実そうな感じも伝わってきました。

（私は）思い立ったらすぐにやるタイプなので、

まずは無料個別相談を利用させていただくことにしました。

——何が決め手となって、業務を依頼しましたか？

最初に、慌てて（手続きを）しなくてもいいとご提案いただいて。普通、自分の（見込み）客を手放すことはしないじゃないですか。ああ、ちゃんと考えてくださる方だなあと。

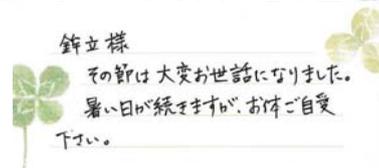
それから、私も転職して 1 年経って、落ち着いて、そろそろいいタイミングかな、あのときの銚立さんをお願いしよう、と思ってご連絡させていただきました。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

か？

最初、2 年前、「家を買って転売するの？」と叔父からもうさんくさがられたので、これではこじれるなあと。銚立さんが間に入ってくれたおかげで、売主（叔父・叔母）も安心して手続きを進められたと思います。

あと、私はシングルマザーなので、最初は住宅ローンが通るだろうかと不安もありました。でも、ストレスなく進められました。銚立さんがいなかったら出来なかったです。感無量です。



＜編集後記＞

バリ島では色々な人との出会いがありました。現地でフォトウエディングスタジオを運営する日本人若手経営者、バリの魅力に取りつかれて現地に居住する日本人カメラマン、我々夫婦を 2 日間エスコートしてくれたバリ人のタクシードライバー…。すぐに Facebook で繋がり、現地で記念に撮った写真を交換しました。いやー10 年前では考えられないほど、便利な世の中になりましたね。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナー等の講師
についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っているお客様がいる
- 経営の問題で困っているお客様がいる
- お客様の問題を解決して、融資につなげたい

お気軽に
ご連絡ください！

行政書士
銚立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事 (1) 第 94647 号

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >>

いざというときに相談できる
専門家とパイプを作る方法



↓ 詳しくはこちら ↓

「サポート通信オンライン」で検索
<http://www.hokodate-jimusyo.com/news>

* 異動の際は、お手数ですが当事務所までご一報ください！